

# 質 疑 回 答 書

工事(委託)件名 :かすみがうら市小中義務教育学校LED照明器具賃貸借事業

No.	質 問 内 容	回 答
1	リース会社は一般的に建設業の許可を有しておりません。賃貸借契約である本件が建設業法に抵触するような工事を含む場合、リース会社は工事元請け業者の立ち位置にはならないという認識で宜しいでしょうか。	<p>今回の事業における照明設備の設置については、賃貸借の目的である照明器具を使用可能な状態とするために必要な作業として、「物品の提供に付随する作業」として位置付けています。</p> <p>本事業は賃貸借契約であり、発注者としては建設工事の請負を目的としたものではありません。</p> <p>なお、実際の設置作業の実施にあたっては、関係法令を遵守することを前提としており、必要な資格・許可を有する者により適切に実施されるものと認識しています。</p>
2	入札金額はリース期間総額の税抜金額ということでお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により納期遅れが発生した場合、賃貸借期間の後ろ倒し等の協議は可能でしょうか。	<p>原則として、仕様書に記載の物件の設置期限までに、リース物件を設置してください。</p> <p>ただし、社会・経済情勢の悪化など、受注者の責によらない不可抗力により設置が遅れる場合には、別表「共通不可抗力」において定める「天災などによる設計変更・中止・延期」の扱いに倣い、また8(6)の規定の趣旨を踏まえて、必要に応じて賃借人と賃貸人の双方で協議を行うことを想定しています。</p> <p>なお、本契約は地方自治法第214条に基づく債務負担行為であることから、賃貸借期間の終了時期については、原則として変更しないものとします。</p>
4		
5		